

創作指導における一考察

石田 匡志 [鹿児島大学教育学部(音楽専修)]

A Study of Music Teaching in Composition

Ishida Masashi

はじめに

今日の音楽の授業においては、歌唱や合奏といった「演奏」の分野に関わる授業が中心に置かれている一方、楽曲の創作を実践することを導入した授業、いわば「作曲」の分野に関わる授業は、それが占めている時間的な割合の少なさからも窺えるように、副次的なものとして位置づけられていると思われる。そのような現状を踏まえた上で、本稿では楽曲創作の授業が持つ本来の意義を見直し、その意義を反映させる可能性を持つ授業のあり方を、考察することとした。

1・創作指導の意義について

『初等科音楽教育法』では「作曲」の分野に関わる創作指導の授業が、「演奏」の分野に関わる授業と比較し、小規模なものとなっている現状を踏まえた上で、その原因を指摘し、創作指導の授業の持つ本来の意義と効果について次のように述べている。

平成4年度施行の学習指導要領より、創作指導は「音楽をつくって表現する」と表記され、旋律をつくることだけに限らないで、より自由な創作表現ができるようになった。例えば、夏の日に夕立にあった経験を表そうとしたとき、トライアングルで稲光、大太鼓で雷鳴、リコーダーの頭部管で風、小太鼓で雨、というように、いくつかの楽器を組み合わせで情景を表現することができる。

本来、表現とは、人が自分の回りの環境にかかわる中でできたイメージを、他者に向けて発信することである。その方法としては、色や形、文字、動き、音などがあり、これらが絵や彫塑、詩や作文、ダンス、音楽という作品として形をとる。学校では図画工作、国語、体育、音楽などの教科として扱われ、また美術、文学、舞踏、音楽という芸術分野をつくってきた。

ところが、美術や文学などでは、つくった人の独創性が重要視されるのに対して、音楽ではつくった人の意図を忠実に再現することが重視される。また、音と音との関係についての理論

(和声学)が確立されていて、それに則って曲をつくることが求められるため、鍵盤ハーモニカやリコーダーでふしをつくっても、「なんだか変だな」と感じ、それ以上つくる意欲を失ってしまっていた。しかし自分のイメージを音にするには、身近にある楽器や音のでももの(音具)を選び、振ったり打ったりして鳴らすだけでも十分可能であり、それを音楽の授業で行おうとしているのが「つくって表現する」活動であるといえよう。

上記ではまず、音楽における創作活動が敬遠されがちな原因の一つとして、「和声法に則った方法で曲をつくること」が求められる傾向が強いことを挙げている。現在重視されている「演奏」表現の分野や、また「鑑賞」の分野において教材として扱われている楽曲の多くの割合を占めているのは、「和声法に則った」方法で作られた楽曲である。それに基づいた学習の積み重ねは、和声的な音の組織のされ方を望ましいものとする感覚を育てることにつながる。しかし、和声的な音楽を「望ましい」ものと感じられることが、直ちに和声法を用いることができることにはつながらない。なぜなら実際に和声法を理解し、それを扱うことは、「演奏」表現とはまた別の専門的な知識と技術を習得しなければならないからである。

また、和声法の原理は、今日に至ってもなお作曲技法の基礎として存在しており、その音楽がいわゆる「音楽」として感じとれるかどうか、つまり「音楽」として成立されているかどうかのある一定の判断の基準となっている。そのため、一般的な見解として、和声法の習得は作曲に必要な条件とされている。

しかし今日の音楽教育の中で、和声法は専門性の強い分野、つまり難解な分野とみなされ、必須な項目として学習する機会は少ない。そのため、「演奏」または「鑑賞」をすることで音楽的感性は育つが、その感性に相応した「創作」は実現することが困難になる。そのような原因から「創作」の学習は、「演奏」などの学習に比べ、表現することにおける達成感が得られにくいものとされ、距離を置いたものとされているのではないかと考えられる。

音楽の創作における和声法の存在の影響力は、そこから逸脱したスタイルで音楽を創作することに抵抗感をもたらすほどの支配性がある。音楽における「創作」という営みでは、そのような「難解さ」と「強制力」を兼ね備えた、理論的に体系化された「約束事」を通過することがまず重要とされている。そのことが、美術や文学の「創作」のような、比較的作者自身の本来の独創性を重視する態度に支えられて行える営みと、決定的に違う点であり、作曲そのものをいわゆる「専門分野」の領域に追いやることにつながるのではないかと思う。

先程引用した文章では、以上のような、音楽の「創作」に距離感を生じさせている現状を踏まえながらも、「自分のイメージを音にするには、身近にある楽器や音の出るもの(音具)を選び、振ったり打ったりして鳴らすだけでも十分可能」とあり、つまり本来は音楽の創作も、美術や文学と同様に「約束事」とされる基準に囚われることなく行えるものであるとしている。

そして、「つくって表現」する授業の本来の意義は、「イメージを、他者に向けて発信する」行為そのものを経験することであり、それには「和声法」のようなある一定の基準に則る必要はないことを主張している。

このような考えに基づき、平成4年度施行の学習指導要領より、創作指導は和声的な解釈から開放されたより自由な創作表現をめざすよう方向づけられている。

次に、実際に行われている創作指導内容を振り返ることとする。そして、そこにある問題点を踏まえながら、本来目的とされている創作指導の意義を満たす指導方法の可能性を探っていくこととする。

2・学習指導要領における創作指導内容

現在教育現場で用いられている小学校用の音楽の教科書の内容を、学習指導要領における創作指導内容に基づいた指導方法の一例として参考にしながら、今日の創作指導の一連の流れを辿り、その主旨を明らかにしたいと思う。

○1・2学年

学習指導要領では、創作指導内容の中の項目「事項ア」において、各学年の段階における授業内容が端的に表わされている。それによると、1・2学年では「リズム遊びやふし遊びなどを楽しみ、簡単なリズムをつくって表現すること。」が創作学習内容の中心になる。

このことを反映した指導の具体例として、教科書では「すきな音を見つけましょう」の表記をもとに、様々な打楽器を演奏しその音を経験する学習と、「音のくみあわせをかんがえてあそびましょう」において、任意の打楽器で、曲に合わせていくつかの定められたリズムパターンを組み合わせ演奏する学習が挙げられる。これらの授業は、まだ「創作」には至らないが、楽器やリズムパターンを選択することにおける独自性に焦点を当てているという意味で、創作指導に分類されているといえる。

○3・4学年

ここでは、「音の組み合わせを工夫し、簡単なリズムや旋律をつくって表現すること。」が学習内容となる。教科書では「まほうをかける音をつくりましょう」において、任意の打楽器で、魔法使いが魔法をかけた時のイメージを表現する授業と、「歌と楽器のひびき合いを感じながら、えんそうしましょう。」において、特定の曲の一部分の旋律を、あらかじめハーモニーから逸脱しないために定められたいくつかの音を選択して創作する授業がある。3・4学年の段階になると、創作指導が印象表現の領域に入り、ハーモニー（和声法）の概念が導入されていることがわかる。「リズム」の創作に加え、「旋律」の創作に関わる授業がこの段階から行われる。

○5・6学年

「曲の構成を工夫し、簡単なリズムや旋律をつくって表現すること。」が学習内容となる。教科書では、「自分の気持ちを曲で表わそう。」において、「わたしはぶんぶんおこっている」などといった感情を表した短い文章に旋律（ふし）をつける授業と、「思い出の曲をつくろう。」において、6年間の思い出を詩にし、その詩に、言葉の高低やアクセントを参考にしながら旋律（ふし）をつける授業がある。5・6学年において主体となる創作指導は「詞にメロディーをつける」ことであり、曲構成を考慮しつつ感情表現することを主旨とし、同時に和声法の理解につながる内容を伴っている。また、「詞を主体とした創作」は以後の中学校の創作指導においても中心的な創作学習の形式として継続されることとなる。

3・今日の創作授業の問題点と更なる可能性の追求

(1) 創作指導の意図について

以上、小学校における6年間の指導内容を辿った。指導方法については「和声法」を（特に低学年において）なるべく介入させない、もしくはそれに重点を置かないものが全体を占めている。低学年における創作は打楽器によるリズム作りに留まり、高学年における旋律作りに「和声法」に基づいた表現手段は重視されていない。つまり、創作指導から距離を置かせる原因ととれる「和声法」の介入を削減することにより指導内容を簡略化し、「つくって表現する」ことを経験し、楽しむという創作指導の本来の意義とその目的意識を明確化しようとしたといえる。実際に平成4年度に改訂される以前の学習指導要領における「事項ア」では、1・2学年の表記においても「旋律」という語句があり、5・6学年の表記では「音の重なり」という語句があったが、それらは改訂後削除されている。また、1・2学年の表記では「遊び」という語句が付加され「つくって表現する」行為を「楽しむ」ことを強調する内容となっている。

(2) 創作授業への問題提起

ここで、簡略化された指導内容の下での「つくって表現する」活動がもたらす充実感と達成感について、問題を提起したい。児童の音楽学習の大半を占めるのは、教材として指定された楽曲の歌唱、合奏といった「演奏活動」である。その普段の「演奏活動」において関わる様々な楽曲を基にして、児童は「音楽作品」に対する価値基準いわず審美眼を培っているといえる。ならば、創作する際にも、児童はその培われた価値基準を満たすことを、つまり「演奏活動」で関わっている楽曲のような形に少しでも近づけることを、まず目標に置くのではないかと思う。その場合に、「和声法」の学習を極力削減し、リズムや言葉（詞）を中心とした内容の作曲指導は、「つくって表現する」こと自体の達成感を得られても、児童に培われた作品への価値基

準を満たすことに相応しているとは言い難い。即ち、教育現場において「和声法」で成り立つ楽曲を中心に学習が行われている今日において、創作における客観的な意味においての達成感に結びつける要素としても、「和声法」の学習は遠ざけるべきではないと思う。

(3) 創作授業の一提案

教育指導要領の創作指導内容に沿う形で、以上のような問題意識に応えうる授業は、「和声法や読譜力といった作曲技法を必要とせずに行えつつも、それらを習得するきっかけになりうる授業」という形になるであろう。そこで、そのような授業案の一例として、全学年が参加し、協力し合う「合同創作演習」を提唱したいと思う。これは、各学年がそれぞれ習得すべき内容に沿った創作活動を行い、その成果を総合させ楽曲を仕上げるといったものである。その方針によれば、これまでと同様に低学年はリズムを創作し、高学年は旋律を創作する形は変わらないであろう。しかしここで重要なことは、低学年が早くから高学年の学習内容即ち旋律作りという「和声法」の領域を兼ねた学習内容に、少なくとも「合作」という形がきっかけとなって関われる可能性を持てることである。そしてこの授業の一番の目論見は、学生の持つ価値基準を満たす、いわゆる「作品」として遜色のない楽曲を目指す創作活動に全学年の生徒一人一人が参加することであるが、それには指導する教師が最低限の「和声法」を理解していることが要求されるだろう。また、この授業形式は、特に複式学級の音楽授業において行われる、異なる学年が協力し合うという形態にも合致し、大いに活用できるであろう。

おわりに

実際に「創作」をするには、日常的に経験し、影響を受けている音楽（楽曲）が模倣の対象（モデル）になることが多い。そのような音楽（楽曲）を成り立たせている作曲技法を学習することを、創作授業を難しくする要因として退けることは、模倣の対象に相応しようとする、いわば本来思い描いたものを実現しようとする創作活動にはつながらない。作り手の持つ音楽的価値観から離れた、実感を伴わない創作活動では、「創作」における本来の達成感や充実感は得られず、それではかえって創作活動に距離を置かせることにつながるのではないかと思う。

「つくって表現する」ことの意義を実感できる授業を実現するためには、創作授業への隔たりを無くすことを目的に、「和声法」の学習の軽減などによって指導内容を簡易化するのではなく、低学年の段階から、作曲技法の基礎を学習できるきっかけを持たせた授業を徐々に導入し、少しでも、児童が培った音楽的価値観に相応した、いわば実感に基づいた創作指導を実践することが重要であると思う。

平成20年度告示の学習指導要領における創作指導内容は「構成力」を重点に置いた、幾分

か専門的な作曲技法の学習を導入できる余地を広めた内容となっている。創作指導の総称となっている「音楽づくり」の意義と「創作」の楽しみを実感できる授業に今後も期待したい。

参考文献

改訂新版 初等科音楽教育法，初等科音楽教育研究会編，音楽之友社，2004

小学生の音楽 1～6，教育芸術社，2006